

# 情報ネットワーク

## ◆「中小企業白書（2009年版）」を公表

中小企業庁は、4月24日、「平成20年度中小企業の動向」及び「平成21年度中小企業施策」が閣議決定されたことを受け、「中小企業白書（2009年版）」を公表した。

中小企業白書は、中小企業基本法に基づき、政府が毎年中小企業の動向を分析し国会に提出するもので、46回目を数える。

今回の白書では、平成20年度中小企業の動向として、(1)2008年度における中小企業を巡る経済金融情勢、(2)中小企業による市場の創造と開拓（中小企業のイノベーションの特徴、販路の開拓に向けた取組、イノベーションを支える経営資源【知的財産、人材、資金】）、(3)中小企業の雇用動向と人材の確保・育成（雇用の現状とミスマッチの状況、仕事のやりがい等と人材育成）についてまとめているとともに、平成21年度に講じる中小企業施策として、以下の4点を中心に記述している。

- (1)急激な環境変化への円滑な対応
- (2)経営力向上対策
- (3)新分野への挑戦に対する支援
- (4)小規模企業の組織連携化対策

## ◆「平成21年度補正予算」が成立

5月29日、政府の追加経済対策の裏付けとなる「平成21年度補正予算」が成立した。

今回の補正予算は、4月10日に決定された経済危機対策を実施するために必要な経費の追加等について措置を講ずる一方、経済緊急対応予備費の減額を行うこととし、他方、歳入面において、その他収入

の増収を見込むとともに、公債金の増額を行うことを内容とするものである。

具体的には、経済危機対策関係経費として、

- (1)雇用対策：12,698億円
- (2)金融対策：29,659億円
- (3)低炭素革命：15,775億円
- (4)健康長寿・子育て：20,221億円
- (5)底力発揮・21世紀型インフラ整備：25,775億円
- (6)地域活性化等：1,981億円
- (7)安全・安心確保等：17,089億円
- (8)地方公共団体への配慮：23,790億円、

が追加されている。

このなかには、緊急保証の規模拡大（20兆円→30兆円）、セーフティネット貸付等の規模拡大（10兆円→17兆円）をはじめとした中小企業金融対策の拡充も盛り込まれ、同対策のうち予算措置を必要としないものについては補正予算成立を待たずに実施されている。

## ◆「租税特別措置法の一部を改正する法律案」国会に提出される

4月27日、「租税特別措置法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

同法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、(1)住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減、(2)中小企業の交際費課税の軽減（定額控除限度額400万円→600万円に引上げ：平成21年4月1日以後に終了する事業年度～）、(3)研究開発税制の拡充、等の措置を講ずるものである。



The United Companies of  
**ACMOS**

Your the best solution partner

**アクモス 株式会社 茨城本社**

<http://www.acmos.co.jp>

新たな可能性への弛まぬ挑戦  
専門性を活かしたオンリーワンのサービス  
お客様のパートナーとして ITと人材のベストソリューションを提供します

<茨城本社> 〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2713-7  
TEL:029-270-5555 FAX:029-270-5531

<b>JASDAQ</b> 認証コード 6888	<b>本社</b> 東京都千代田区神田神保町3-23 03-3239-2377	<b>東京開発センター</b> 東京都千代田区神田神保町3-23 03-3239-2427	<b>つくば事業所</b> 茨城県つくば市梅園2-7-3 029-860-2021	<b>いわき事業所</b> 福島県いわき市平字菱川町4-9 0246-21-6585
--------------------------------	---	---	---	--